

県南広域振興局長告示第 61 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 18 日

県南広域振興局長 勝 部 修

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500852	NPO 介護支援指定訪問介護事業所	花巻市高木 16 地割 102 番地 9	平成 20 年 4 月 1 日